

【EU】 マネーロンダリング・テロ資金供与の防止対策の強化

主幹 財政金融調査室 加藤 浩

(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2015年2月10日、EU理事会は、マネーロンダリングとテロ資金供与の防止対策の強化に係る2つの法案について、欧州議会との合意案を承認した。

1 経緯

マネーロンダリングの防止に係る国際的な協調の推進は、経済協力開発機構（OECD）加盟国を中心に設置された政府間会合である金融活動作業部会（Financial Action Task Force : FATF）が担っている。FATFは、2001年9月のアメリカ同時多発テロ事件発生以降、テロ資金供与に関連する対策も主導しており、FATFが策定する勧告は、この分野における国際基準となっている。

欧州委員会は、2012年2月のFATF勧告の改訂を機に、マネーロンダリングとテロ資金供与の防止のための対策強化に着手し、2013年2月に、資金移転に伴う情報のトレーサビリティの改善に関する規則案（COM(2013)44final）とマネーロンダリングとテロ資金供与の目的での金融システムの利用の防止に関する指令案（COM(2013)45final）の2つを、欧州議会とEU理事会に提出した。2つの法案は、一部修正を経て、2014年12月16日に欧州議会とEU理事会の間で合意案が作成され、2015年2月10日にEU理事会での合意案承認に至っている（注1）。法案の最終的な成立は、2015年3月又は4月と想定されている。

2 合意された法案の要点

(1) FATF 勧告の採用

合意案は、FATF勧告を採用し、あるいはその範囲等をさらに拡充して、マネーロンダリングとテロ資金供与の防止対策に係るEUの規制を強化するものである。FATF勧告に関連して盛り込まれた規定は、例えば下記のようなものである。

- ・対象となる物品取引業者に関して、その物品取引における現金支払の金額の下限が従来15,000ユーロであったものを、10,000ユーロに引き下げ、対象を拡大する。
- ・リスクの評価とそれに応じた効果的なリスク軽減策の実施というリスク・ベース・アプローチの適用により、証拠に基づいた意思決定を行いつつ、より良い方法でリスク対象に的を絞っていく。
- ・欧州銀行庁（European Banking Authority）等の欧州レベルの金融監督機関によるガイドラインの作成や金融セクターが直面するリスクに関する意見の表明を義務付ける。
- ・顧客に対して相応の注意を払う行為（customer due diligence）に係るルールを厳格化する。銀行等は、高リスクが見込まれる場合に、一層強化した措置を取る必要がある。

(2) 真の受益者（実質的所有者）

合意案は、企業等の背後に存在する実質的所有者である「真の受益者」（beneficial owner）

に係る特別な条項を含む。真の受益者に係る情報は、各加盟国で一元的な登録簿に蓄積される。この登録簿には、権限のある関係官庁や資金情報機関（financial intelligence unit : FIU（注2））、銀行等の届出義務を負う主体、正当な利害関係（legitimate interest）を実証できる個人及び組織がアクセス可能である。

（3） 賭博

賭博関連サービスの提供に関しては、高リスクが見込まれるため、関連業者に対して、2,000ユーロ以上の取引においては、顧客に対して相応の注意を払うよう要求している。

（4） 罰金

罰金の最高額の下限は、法令違反によって得た利益の2倍又は100万ユーロと規定している。信用機関又は金融機関が関与する法令違反の場合には、法人については、罰金の最高額の下限を500万ユーロ又は年間総取引額の10%に、自然人については、罰金の最高額の下限を500万ユーロと規定している。

3 今後の展望

今回合意された2つの法案に関しては、欧州委員会とEU理事会が共同声明を発出し、法案成立後の各国の国内法への迅速な反映、各国のFIUの間での協力強化、テロ資金供与に関するEUレベルでのリスク評価の取組（仮想通貨によるリスクの評価を含む）の開始といった、一層の努力の必要性等について強調している。折しも2015年1月7日にパリでイスラム過激派によるテロが発生して以降、コペンハーゲンでも同年2月14日に銃撃事件が起こる等、欧州は緊張に包まれており、欧州委員会が近々準備する予定の「治安に関する欧州の行動計画」（European Agenda on Security）において、どのような方策が盛り込まれるのか、またテロ資金供与防止対策がさらに拡充されるのか、注目される場所である。

注（インターネット情報は2015年3月16日現在である。）

(1) 合意案は、次の資料を参照。Council of the European Union, “Texts of the regulation and directive on money laundering as agreed on 10 February 2015,” 2015.2.10. <<http://register.consilium.europa.eu/doc/srv?l=EN&f=ST%205748%202015%20INIT>>

(2) 犯罪収益やテロ資金、マネーロンダリング等の疑いのある取引に関連する情報を集約・分析し、犯罪捜査等に資する情報を捜査機関に提供する機関。

参考文献

- ・ Council of the European Union, “Money laundering: Council endorses agreement with EP,” 2015.2.10. <<http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2015/02/150210-money-laundering-council-endorses-agreement-with-ep/>>
- ・ European Parliament, “Changes to EU anti-money-laundering rules,” 2013.3.27. <http://www.europarl.europa.eu/RegData/bibliotheque/briefing/2013/130496/LDM_BRI%282013%29130496_REV1_EN.pdf>等